

堺市バリアフリー基本構想（改定版）

【市全域・概要版】

1. 堺市バリアフリー基本構想について

本市は、平成 13（2001）年度から平成 15（2003）年度にかけて、堺市交通バリアフリー基本構想を策定し、バリアフリー化への取組を積極的に進めてきましたが、平成 18（2006）年度にバリアフリー法が施行され移動等円滑化の促進に関する基本方針が改定されたことを受け、平成 28（2016）年 3 月にバリアフリー法に対応した「堺市バリアフリー基本構想」を策定しました。この度、平成 28（2016）年 3 月に策定した「堺市バリアフリー基本構想」の整備目標時期が到来していること、令和 3（2021）年度にバリアフリー法が改正されたことに加え、堺市交通バリアフリー基本構想における重点整備地区の評価・見直しを行うことで順次「堺市バリアフリー基本構想」への一本化を図っていくことを目的として、本基本構想の改定を行います。

バリアフリー法の経緯とバリアフリー法に基づく堺市の基本構想等の策定状況

年度	法令	堺市バリアフリー
平成 6 (1994) 年度	ハートビル法施行 建築物のバリアフリー化を促進するための法律	
平成 12 (2000) 年度	交通バリアフリー法施行 駅などの旅客施設や車両等のバリアフリー化を促進するための法律	
平成 13 (2001) 年度		堺市交通バリアフリー基本構想策定
平成 18 (2006) 年度	バリアフリー法施行 建築物、旅客施設と車両等、道路、路外駐車場、都市公園のバリアフリー化を促進するための法律 障害者自立支援法施行	
平成 23 (2011) 年度	改正障害者基本法施行	
平成 25 (2013) 年度	障害者総合支援法施行	
平成 27 (2015) 年度		堺市バリアフリー基本構想策定
平成 28 (2016) 年度	障害者差別解消法施行	
平成 30 (2018) 年度	改正バリアフリー法施行 ※一部平成 31（2019）年施行 「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」を基本理念とし、更なるバリアフリー化を推進するために改正	
令和 2（2020） 年度	改正バリアフリー法施行 ※令和 3（2021）年（一部令和 2（2020）年）施行 公共交通事業者等におけるソフト対策の強化や心のバリアフリーを推進するために改正	堺市移動等円滑化促進方針策定
令和 4（2022） 年度以降		堺市バリアフリー基本構想改定 これまで定めた重点整備地区についても順次見直し

2. 整備目標期間

各重点整備地区における整備目標期間は、5 年間の基本とします。

なお、市全域版については、特に期間を定めず、バリアフリー法の改正や上位関連計画の変更、本市の課題の変化等をふまえ、必要に応じて見直すこととします。

3. 基本構想の位置づけと基本理念

バリアフリー基本構想の策定に向け、移動等円滑化のために実施する事業などを検討する上で関連する計画、堺市バリアフリー化基本理念は以下のとおりです。



4. 堺市バリアフリー基本構想の基本的な方針

①バリアフリー化の目標

以下の点を目標とし、バリアフリー化をめざします。

- ・堺市交通バリアフリー基本構想で定めた重点整備地区に加え、新たな重点整備地区について、移動等円滑化基準及び各種ガイドラインへの適合を図ります。
- ・既存施設等においてハード整備によるバリアフリー化が困難な場合は、人的対応や運用面などソフト面による対応・取組を推進します。
- ・基本構想を策定して計画が完了するものではなく、PDCA サイクルによる進捗管理など継続的な取組を実施します。
- ・重点整備地区内では、特定事業等を実施しバリアフリー化を強く進め、重点整備地区外でも都市基盤整備などに合わせた広域的なバリアフリー化を推進します。

②関係機関との連携による一体的・重点的整備の推進

バリアフリーに係る事業の実施主体となる施設設置管理者（公共交通事業者、道路管理者、公安委員会、民間建築物所有者等）と協議を行い、各事業者との連携及び協調のもと、一体的・重点的な整備を推進します。

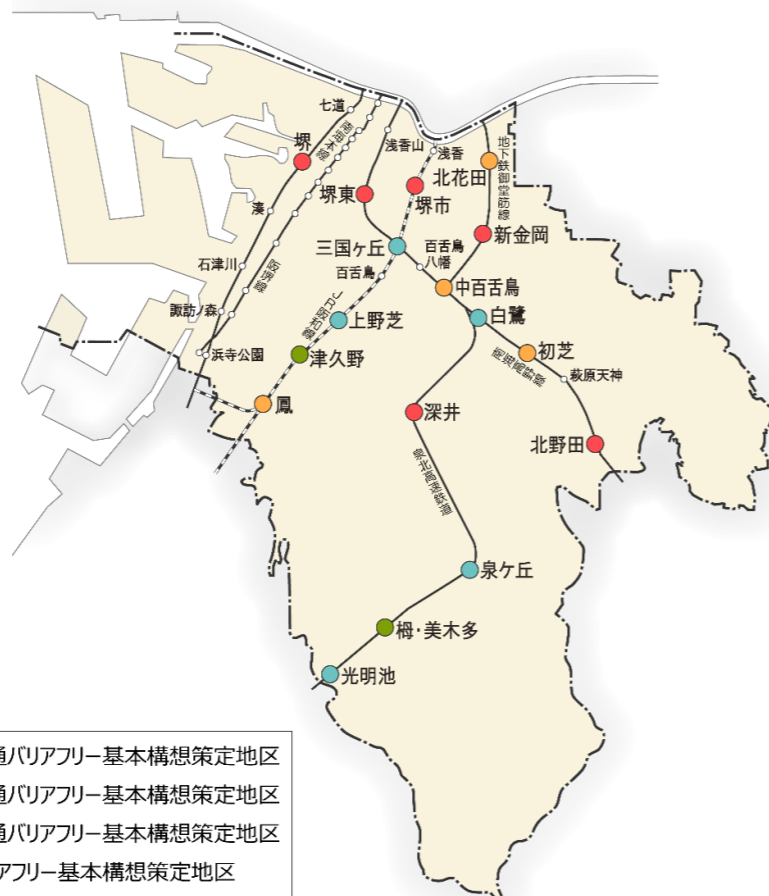
③市民・当事者の参画によるバリアフリー化の推進

バリアフリー基本構想策定に際しては、より質の高いものとするために、市民・当事者への情報公開、バリアフリーに関する実態調査、協議会等への参画などを通じて市民・当事者の意見の反映に努めます。

5. これまでに策定したバリアフリー基本構想（重点整備地区）

本市では、平成 13（2001）年 4 月に堺市交通バリアフリー化検討委員会を設置し、高齢者・障害者等の参画のもとに、平成 13（2001）年度から平成 15（2003）年度にかけて、17 駅 14 地区について交通バリアフリー基本構想を策定しています。

また、平成 27（2015）年度には 2 駅 2 地区についてバリアフリー基本構想を策定しています。



6. バリアフリー化の推進に向けた取組

バリアフリー化の推進に向けた取組は、「堺市移動等円滑化促進方針」に基づき実施します。また、令和 7（2025）年に開催予定の大阪・関西万博や、関西国際空港等におけるユニバーサルデザインの先進的な取組も参考に、効果的にバリアフリー化を推進します。

バリアフリー化推進の基本となる考え方

- ・障害者差別解消法に基づく環境の整備、セーフティさかいの実現のためにバリアフリー化の視点からも取組を進めます。

①心のバリアフリーの推進

- 心のバリアフリーの理解を深める取組の実施
- 施設における心のバリアフリーの推進
- 災害時、緊急時における要配慮者への対応

②バリアフリー化推進のための連携と情報共有

- 市民と行政、施設設置管理者との連携
- バリアフリー化施設の適切な維持管理
- 庁内における連携の強化
- バリアフリー化の進捗状況の情報提供
- バリアフリーマップによる情報提供

③バリアフリー化への継続的な取組と実現方策

- スパイラルアップ
- 道路のバリアフリー化の推進
- 公園のバリアフリー化の推進
- 放置自転車対策
- 自転車の安全利用の推進
- 鉄道駅の駅員無配置化（無人駅）への対応
- ホームドア等導入の促進
- カラーバリアフリー化に向けた取組
- バリアフリー化の推進に向けた積極的な PR 活動の実施

④バリアフリー化の更なる拡充に向けた検討

- 知的障害者や精神障害者等に係るバリアフリー化の促進
- 外国人に係るバリアフリー化の促進
- 来訪者の受入に係るバリアフリー化の促進
- 福祉移送サービスとの連携強化
- 学校のバリアフリー化の促進
- 車両のバリアフリー化の促進
- 重点整備地区以外のバリアフリー化の促進
- ICT を活用したバリアフリー化の推進
- 新しい生活様式への対応

7. 更なるバリアフリー化の推進に向けた課題への対応方針

今後、本基本構想に基づき、バリアフリー化の取組を推進していくうえで、本基本構想における取組では、解決できない問題もあります。そのため、特に次に掲げる課題については、すべての人が共有し、その解決に向けた取組を検討していく必要があります。

- 踏切安全対策の推進
- 社会情勢等の変化への対応

堺市バリアフリー基本構想（改定版）

【市全域・概要版】

令和 5（2023）年 6 月

堺市 健康福祉局 生活福祉部 地域共生推進課
 電話番号：072-228-0375 ファクス：072-228-7853
 〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号 堺市役所本館 7 階
 堺市配架資料番号 1-F1-23-0118